

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	税務証明事務ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県三田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	経営管理部歳入推進室税務課	
個人情報ファイルの利用目的	自己又は正当な権限を有する第三者が市が保有する税情報につき、法律上、職務上等において市長の認定事実、評価等に関する証明を必要とする場合に住民サービスの観点から証明発行事務を行うために利用する。	
記録項目	1 マイナンバー、2 氏名、3 住所、4 生年月日・年齢、5 電話番号、6 職業・職歴、7 資格・賞罰、8 財産・収入、9 納税状況、10 家族状況、11 親族関係	
記録範囲	証明書の交付を受けようとする者	
記録情報の収集方法	収集の相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 () 収集の手段 申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三田市役所経営管理部行政管理室総務課 (所在地) 〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1項 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		